

豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この交付要領は、豊橋市販路開拓支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき運用にあたり必要な事項を定める。

(補助対象外経費)

第2条 要綱第4条第1項中別表第1中に規定する補助対象経費には、小間使用料以外の次に掲げるものは含まないものとする。

オンラインで開催される展示会等の小間使用料、電気使用料、保険料、廃棄費、ブースを装飾するためのレンタル備品代、通訳に要した費用、ウェブコンテンツや動画の作成費、宿泊費、航空賃等
--

(申請時に添付する書類)

第3条 要綱第5条中申請時に添付する書類は、次に掲げる書類で要件を満たすものとする。

- (1) 第3号の「展示会等開催概要」については、展示会等の開催場所、開催期間、出展規模及び小間料等の分かる展示会等の開催要領又はパンフレット等とする。なお、市は必要に応じて交付の申請をする者から、その他の展示会等開催概要の分かる書類の提出を求めることができるものとする。
- (2) 第4号の「展示会等への出展状況が分かる写真等」については、展示会等の開催期間が終了していることにより、写真の提出が困難な場合などは、その他の出展したことが分かる書類とする。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。